

○恵庭市街路植樹樹・植樹帯管理事業助成金交付要綱

平成 24 年 3 月 23 日

告示第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民と恵庭市が協働して植樹樹及び植樹帯の適切な管理を行うことにより、地域の環境改善及び公共施設に対する愛護意識の高揚を図るとともに、緑豊かで潤いのある街づくりを推進するため、地域の団体等が実施する街路植樹樹・植樹帯管理事業について助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 植樹樹 街路樹を植栽するために道路に設置された樹をいう。
- (2) 植樹帯 街路樹又は草花等を連続して植栽するために道路に設置された植樹地帯をいう。
- (3) 団体等 地域住民で組織する町内会、自治会及びその他の団体並びに個人をいう。

(助成対象事業)

第 3 条 この告示による助成金は、団体等が市内に設置されている植樹樹又は植樹帯の除草(草取り及び集積をいう。以下同じ。)を実施する事業を対象とする。

- 2 前項の規定は、除草を一の年度につき一の植樹樹又は植樹帯当たり 2 回以上行う場合に適用する。
- 3 前 2 項の規定により事業の対象とする植樹樹及び植樹帯は、一の植樹樹又は植樹帯に対して 1 団体等に限る。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、除草の対象となる植樹樹又は植樹帯の面積に、除草を一の年度につき一の植樹樹又は植樹帯当たり 2 回行う場合は 1 平方メートル当たり 65 円、3 回以上行う場合は 1 平方メートル当たり 98 円を乗じて得た額(該当額が 30 万円を超える場合は、30 万円を上限)とする。

(除草の実施)

第 5 条 団体等は、除草の実施に当たっては、草木類専用ボランティア袋により集積するものとする。

- 2 団体等が除草を実施するに当たり機械又は車両を使用する場合は、損害賠償責任保険に加入することとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等の代表者(以下「申請者」という。)は、除草を実施する日が属する年度の5月末日までに恵庭市街路植樹柵・植樹帯管理事業助成金交付申請書(様式第1号)により、市長に助成金の交付を申請するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付の決定を行い、恵庭市街路植樹柵・植樹帯管理事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実施報告)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者は、対象事業が完了したときは、速やかに恵庭市街路植樹柵・植樹帯管理事業完了報告書(様式第3号)により、市長に報告するものとする。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の額の確定を行い、恵庭市街路植樹柵・植樹帯管理事業助成金交付額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、恵庭市街路植樹柵・植樹帯管理事業助成金交付請求書(様式第5号)により、速やかに市長に助成金の交付を請求するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から実施する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から実施する。